

令和7年度宮崎市地元企業とつながるUターン就職促進事業 業務委託仕様書
(企画提案書作成用)

1 業務の目的

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、今後、全国的に更なる人材不足が見込まれる中、本市においても労働人材の確保が喫緊の課題である。

宮崎県内の高等学校卒業者のうち、大学等の高等教育機関（以下、「大学等」と言う。）への進学者は、都市圏に多い傾向にあり、地元企業への就職を地元企業の魅力を知らないことで諦め、進学先等の都市圏で就職する者も多い。

そのため、都市圏への大学等進学者を含め、県内外の学生に対して市内企業でのインターンシップ等（文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（3省合意）における「タイプ1 オープン・カンパニー」、「タイプ2 キャリア教育」、「タイプ3 汎用的能力・専門 活用型インターンシップ」及び「タイプ4 高度専門型インターン シップ（試行）」のすべてを含む。以下同じ）への参加を促すことでその魅力を伝え、本市へのUターン就職等のきっかけづくりを行うことが求められている。

市内企業に対して、大学生等の就職活動における意識変化に対応したインターンシップ等の開催ノウハウを伝え、各企業がその魅力を学生に伝える手段を強化することを目的に本事業を実施する。

2 業務内容

(1) 市内企業におけるインターンシップ等開催支援

主にインターンシップ等未実施の市内企業に対して、インターンシップ等開催のノウハウによりインターンシッププログラム作りをサポートする。プログラム作成を行った企業を参加企業とした市主催のインターンシップ等のイベントを開催する。イベントでは、参加学生が複数業種の市内企業の事業所や業務内容を知ることができるものとし、参加学生がアウトプットを行うなど、学びを与えるイベントとする。

【目 的】主にインターンシップ等未実施の市内企業に対して、インターンシップ等の開催を支援することで、インターンシップ等開催のノウハウを高める。その際、イベント開催後に実施企業が自主的にインターンシップ等を開催できるよう、幅広くインターンシップ等の手法を得ることを目指す。

インターンシップ等のイベントの参加学生に対して、市内企業就職への関心を高めてもらう。また、参加学生にアウトプットを求めることで、就職活動に積極的な学生の参加を訴求するとともに、イベント参加を印象深いものとすることを目指す。

【実施時期】 <作成支援業務>

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

<イベント開催時期>

令和8年2月中旬から令和8年3月末まで（開催回数は問わない）

※大学生等の春季休暇の時期を鑑みて開催時期を提案し、県内外含めて幅広い学生が参加できる時期とすること

【実施場所】 宮崎市

※イベント開催時の参加学生による参加企業への訪問は必須とする。

【対象者】 ・宮崎市内企業 [10社程度]

※インターンシップ等未実施企業を優先的に支援すること

・大学生等（出身地、進学先は問わない） [目標数 30名]

【実施日数】 参加学生の体験プログラムは5日程度とする。

【その他】 参加企業へのアドバイス、調整を事業経費に含む。

参加学生の集客に関しては、宮崎市（以下「本市」と記す。）によるもの（本市の運営するSNS投稿や都市圏大学を通じた広報、学生を対象としたイベントでの参加呼びかけ等）と協力して取り組むこととし、広報の方法に応じた媒体の提供について協議に応じる。

※インターンシップ等イベントのコンセプト（案）について、開催時期や参加学生の集客方法等を含めて提案すること

(2) 市内企業におけるインターンシップ等改善支援

インターンシップ等を実施しているが、開催手法や期間、時期等について課題を感じている市内企業に対して、各企業に応じた課題等を聞き取り等により深掘りし、それに対する改善提案を行う。

【目的】 インターンシップ等を実施している企業の中で、思うように集客が出来ていなかったり、集客ができていても実施後に学生との接点が作れていない市内企業に対して、企業に応じた改善提案を行うことで、各企業が求める学生像と接点を持てるインターンシップ等を実施できるようにする。

【対象者】 宮崎市内企業 [10社程度]

【実施時期】 令和7年7月1日から令和8年3月末まで

【実施方法】 インターンシップ等の開催に関して課題を持つ市内企業を訪問またはWEB会議ツール等を用いて、各企業の課題を聞き取り、その解決手法を検討、提案を行い、その改善を行う。

※改善提案を行う実施企業の集客方法も提案すること

(3) その他

参加学生及び参加企業に対してアンケートを実施し、その結果を含め、本事業の効果について報告すること。

3 委託期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

4 委託料（予算額）

2,574千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、委託料の支払いは、業務完了後とする。

5 留意事項

（1）一般事項

- ・ 業務全般を総括する企画運営責任者を置き、本市及び関係者との調整窓口となり、円滑な業務の進行管理や意思疎通に努めること。
- ・ 月に1回程度、業務の進捗状況について報告すること。
- ・ 委託期間はもとより、委託終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等を他に漏らしてはならない。
- ・ あらかじめ本市と調整したスケジュールを厳守すること。
- ・ 支援を実施する企業から本事業で手数料などの利益を得てはならない。

（2）著作権等

- ・ 成果品の著作権はすべて本市に帰属する。また、本市が必要に応じて再編集・印刷・複製等ができるものとする。
- ・ 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。なお、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・ 企画運営にあたっては、肖像権や意匠権、著作権その他権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は一切の責任を負わないものとする。

6 協議

本仕様書について疑義が生じたとき、又は、定めのない事項や細部の業務内容については、その都度本市と協議すること。